

シリーズ企画

タバコ対策について

産業医科大学産業生態科学研究所 大和 浩
健康開発科学研究室

このたび、広報委員を担当することになりました産業医科大学 産業生態科学研究所 健康開発科学研究所の大和浩と申します。1996年2月に職場の受動喫煙対策の調査を担当して以来、タバコ問題に関わってきているため、初回の委員会で「タバコ対策について連載」を依頼されました。皆様の日常診療に少しでもお役に立つような喫煙対策に関する情報提供をしていきたいと思えます。

最近、JRやタクシーが禁煙になった、禁煙の飲食店が増えた、タバコの値段が上がった、テレビでタバコの銘柄広告を見なくなった、禁煙治療に医療保険が適用された、など喫煙を取り巻く環境が

変化してきています。その源流は世界保健機関(WHO)が推奨する国際条約である「たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約 (Framework convention on tobacco control: FCTC)」をわが国も批准しているからです。2005年に発効したFCTCは、表1に示す条項を世界各国が取り組むことにより、地球規模で拡大するタバコの流行による被害から現在と将来の世代を守ることを目的としています。2014年8月時点で179の国・地域が批准しています。もちろん、わが国も2004年に批准しており、規定された条項を誠実に履行する国際的な義務を負っています。FCTCと同じレベルの国際条約として温暖化防止を目的とした京都議

表1. 「たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約(FCTC)」*

第5条	一般的義務(3項:タバコ規制に関する公衆衛生政策を タバコ産業の干渉から保護することを含む)
第6条	タバコの課税及び価格政策の実施(先進国は1箱約1,000円)
第8条	受動喫煙からの保護(屋内施設の完全禁煙化)
第9条	タバコ製品の含有物の規制(メンソールなどの風味づけの禁止)
第10条	タバコ製品の情報開示
第11条	タバコ製品の包装とラベルにリスクを明記(パッケージに写真で警告)
第12条	教育、情報の伝達、訓練、啓発
第13条	タバコ広告、販売促進、スポンサーシップの禁止
第14条	禁煙治療の普及(無料の禁煙電話相談の普及を含む)
第15条	タバコの不法取引防止
第16条	未成年への販売と未成年者による販売禁止
第17条	経済的に実行可能な代替活動支援の提供

脚注:「タバコ」は戦国時代末期に鉄砲とともにポルトガル人によってもたらされた外来品です。筆者は、カステラやボタンなどと同様、カタカナ表記を用いています。一方、政府は従来から「たばこ」はひらがな表記です。特に、タバコ産業は日本に根付いた商品であることを強調する意図からひらがな表記を用います。

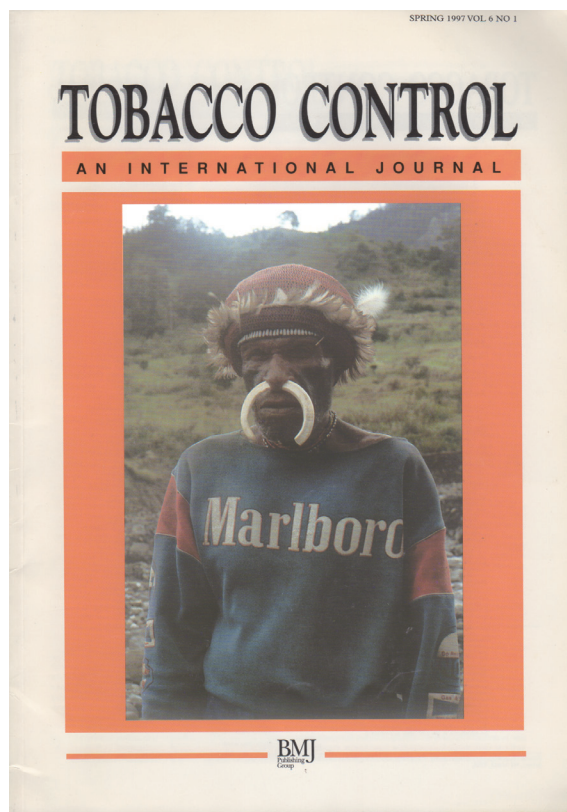


写真1 1997年のTobacco Control の表紙

定書があります。日本や欧米先進国だけでなく、途上国も含めて二酸化炭素の排出を足並み揃えて抑制する必要があるからです。

欧米豪のタバコ対策は1990年代から進んでいますが、日本をはじめとしたアジアやアフリカの対策は遅れています。現状を放置すれば、欧米豪で売れなくなったタバコはアジアとアフリカに輸出され、人類全体の健康被害は止まりません。そのこ



写真2 満員の空港喫煙室

とを象徴するのが英国医学会誌(BMJ)グループの一つでタバコ対策専門の学術雑誌「Tobacco Control」の表紙です(写真1)。アフリカに輸出されるタバコを象徴しています。皆さんが担当する患者さんで外国製のタバコを吸っている人も同様に海外のタバコメーカーの犠牲者です。空港(写真2)や新幹線の喫煙室、小倉駅前の喫煙コーナーに群がっている人たちも、全員がタバコ産業の犠牲者です。医師として、一人一人に「タバコをやめましょう」と働きかけていきましょう。今月から、このようなタバコ関連の情報を提供していきたいと思います。